

長岡市告示第178号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市和島野球場の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市野球場条例（昭和63年長岡市条例第8号）第11条第2項の規定により告示します。

令和6年3月29日

長岡市長 磯田達伸

1 供用期間

- (1) 野球場 4月1日から11月30日まで
- (2) 照明施設 5月1日から10月31日まで
- (3) クラブハウス 通年

2 開場時間

- (1) 野球場 午前5時30分から午後9時40分まで
- (2) 照明施設 午前5時30分から午後9時40分まで
- (3) クラブハウス 午前8時30分から午後9時30分まで

3 休場日

クラブハウス 12月28日から翌年の1月4日までの日

4 供用期間、開場時間及び休場日を定める期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで